

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（575）

2. 日時：令和5年10月12日 16時00分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官※、
建部主任安全審査官、大塚安全審査官、小野安全審査官、
中原安全審査官、平本安全審査専門職、田代審査チーム員

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他5名

原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループリーダー※、他14名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について 第27条
（放射性廃棄物の処理施設） 1号及び2号炉設置の洗浄排水系及びア
スファルト固化装置の共用取止めによる影響について
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準
対象施設等）第27条 放射性廃棄物の処理施設（DB27 r. 0. 0）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準
対象施設等）比較表 第27条 放射性廃棄物の処理施設（DB27-9
r. 0. 0）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準
対象施設等）第8条 火災による損傷の防止（DB08 r. 12. 0）
- （5）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準
対象施設等）比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.
11. 0）
- （6）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第8条
火災による損傷の防止
- （7）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第8条 火災による損
傷の防止）
- （8）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準

- 対象施設等) 第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB 16 r. 16. 0)
- (9) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設 (DB 16-9 r. 14. 0)
- (10) 泊発電所 3 号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第 16 条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設
- (11) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第 31 条 監視設備 (DB 31 r. 13. 0)
- (12) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第 31 条 監視設備 (DB 31-9 r. 12. 0)
- (13) 泊発電所 3 号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第 31 条 監視設備
- (14) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 1. 2 火災による損傷の防止【41条】(SA 41 r. 13. 0)
- (15) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 41 条 (SA 41H r. 11. 0)
- (16) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 1. 2 火災による損傷の防止【41条】(SA 41-9 r. 12. 0)
- (17) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 41 条 (SA 41H-9 r. 10. 0)
- (18) 泊発電所 3 号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第 41 条 火災による損傷の防止
- (19) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2. 18 緊急時対策所【61条】(SA 61 r. 15. 0)
- (20) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 61 条 (SA 61H r. 13. 0)
- (21) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 18 緊急時対策所【61条】(SA 61-9 r. 15. 0)
- (22) 泊発電所 3 号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61 条 (SA 61H-9 r. 13. 0)
- (23) 泊発電所 3 号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第 61 条 緊急時対策所

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子炉規制庁田代です。それでは泊3号炉のDB関係のヒアリングを開始します。
0:00:06	本日、まず共用の適正化関連のご説明をいただいた後、27条廃棄物の処理関係、ご説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたしますそれでは事業者の方から説明をお願いいたします。
0:00:20	はい、北海道電力の長谷です。今回、資料3から資料7の資料についてですね、共用に関して記載適正化をしてございますので説明させていただきます。
0:00:29	個別説明の資料の具体的なところをですね説明割愛させていただきまして、質問がありました後程受けるという形でさせていただきますと思います。
0:00:37	説明に入りますが、今回ですね前回ヒアリングでコメントをいただきました八条の火災のまとめ資料、これについて資料3-4のコメント回答の通りですね、
0:00:48	記載抜けがありましたの電動消火ポンプとエンジン消火ポンプ、あと聖路加ツジタンクについて、既設と一部既設、こちらを共用等に追加させていただいてございます。
0:00:58	またですね前回ヒアリングでですね10以上のまとめ資料で記載、9としました安全施設、こちらのみを対象として整理適正化しておりますが、今回安全施設以外の設備についてもですね、
0:01:10	まとめ資料を提出させていただいてございますので、その中に9と記載されているもの、具体的には、31条の資料5-3にありますように、
0:01:20	31条の個人被ばく管理、関係設備、あと試料分析関係設備、あと放射性サーベイ設備、これに関してQAの後にですね既設を追加させていただいてございます。
0:01:33	資料7の61条に関しても、放射性サーベイ設備、こちらについて協議の後に、既設を追加してございます。
0:01:41	他にはですね16条のまとめ資料、こちら資料4-3に適正化率をつけてございますが、1号、2号及び3号炉共用施設という記載が抜けてございましたので、こちらを追記してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:53	あとですねまとめ資料を見直す中でですね共用以外の部分、条文ナイトウ条文間で不整合がありましたので、8041条31条に関しまして、
0:02:03	それぞれ適正化した通り、修正させていただきました。
0:02:07	当社からの説明は以上になります。
0:02:22	規制庁田代です。それでは今の説明の内容について質問等ありますでしょうか。
0:02:34	規制庁大塚です。今回の修正に関しては、理解いたしました。ちょっと前回も、
0:02:40	コメントしたんですけども、
0:02:44	今、それぞれの条文単位の資料でしか見てないので、
0:02:48	ちょっと申請書として見ないとこちらとしては本当に、
0:02:54	記載する場所があってるのかどうかというところが判断できないので、そこはちょっと事業者の方でもう一度確認して、補正の方、作成をお願いします。
0:03:04	北海道N-S補正書におきまして適正に記載されることを確認して、修正させていただきます。以上になります。
0:03:15	規制庁田代です。その他、質問等ありますでしょうか。
0:03:20	それでは規制庁側から特にありませんので、次の27条の説明を開始してください。
0:03:27	はい、北海道電力の佐藤です。
0:03:30	許可基準12条にてすでに触れていますが、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理系とアスファルト固化装置の3号炉との共用取り止めについて、
0:03:42	今回、基準適合性を27条まとめ資料で整理したので、ご説明させていただきます。
0:03:49	資料は2-1から順に、パワーポイント資料まとめ資料、比較表の三つを用意しております。
0:03:55	では、説明の比較表を中心に行いますが、
0:04:00	まず泊発電所における、
0:04:02	本件供用の特徴をちょっと紹介させていただこうと思いますので、資料2-1パワーポイント資料の右上、8ページをご覧ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:17	はい。8 ページ、ここではですね、色分けによって1号及び2号炉の洗浄排水処理系と、3号炉の洗浄排水処理系を、分けて示しております。
0:04:29	本件に関わる共用ですけども、それぞれ直接設備をですね接続して、洗浄排水をやりとりするのではなく、
0:04:39	管理区域に入るのに着用する、保護衣類等をですね、3号炉で使用したものを、12号炉に持って行って選択すると。
0:04:48	反対に12号炉で使用したものを、3号炉に持って行って選択するといういわゆるたすきがけの運用による共用になります。
0:04:58	結果として、例えばですね、この
0:05:02	図の青が赤枠の部分ですけども、1512号炉で使用したものを、3号炉に持って行ってセンター、
0:05:12	12号炉の選択設備からですね、ですね、その排水が、左側の
0:05:18	矢印の通りですね、12号炉の洗浄排水サンプタンクに送られるんですけども、
0:05:24	その排水が、結果的にですね、3号炉の保護衣類を洗ったものであるがゆえに、設備が3号炉との共用という位置付けになるものです。
0:05:35	で、アスファルト固化装置につきましては、この赤枠のですね、真ん中にある洗浄排水処理装置から、下の矢印で洗浄排水濃縮廃液送られていますけども、
0:05:47	この上、こういう繋がりががあるので、洗浄排水処理系とセットになっています。
0:05:54	そのため、12号の洗浄排水処理系の共用取り止めに伴ってですね。
0:06:00	本来固体廃棄物処理設備であるアスファルト固化装置の共用も取り止めとなる次第です。
0:06:07	なおですね、本件供用設置許可を受けてますけども、工認手続きを行う前に、新規制基準が施行となっていることもありまして、
0:06:16	今日まで認可を受けていませんので、
0:06:20	この実際の洗濯物をお互い持ってくるんですけども、やり方について実運用には至っていません。現状はそれぞれ1512号炉は12号炉で、3号炉はサンゴで選択を行っている次第です。
0:06:35	では次にですね、資料2-3の比較表を用いて、相違点を中心に、基準適合性を説明いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:45	表紙をめくっていただいて、
0:06:49	上の、まず比較対象なんですけども、
0:06:51	共用取り止めに係る 24 条比較、まとめ資料は、島根 2 号炉で液体廃棄物処理系について作成実績があります。
0:07:02	で、同じ放射性気体廃棄物の処理ということでこれを比較対象としております。
0:07:08	27-2 ページからなんですけども、ここは資料構成として、許可申請書のテンパチの安全設計について記載しています。
0:07:17	27 条に対する適合のための設計方針は、
0:07:21	要求事項に変更がないので、既許可の記載表現を踏襲している。
0:07:27	弊社の場合だと、平成 25 年 7 月の再稼働申請のままとなっております。
0:07:34	島根の方も、既許可と同様です。
0:07:37	で、
0:07:38	影響要因との取り止めに伴ってですね、記載が追加変更となるのは、27 の、
0:07:45	3 ページの下線の部分ですね、なお書き以降、
0:07:50	です。
0:07:53	共用に関わるこの、それぞれ泊と島根の
0:07:56	論旨展開なんですけども、運用に必要な容量と、処理能力を有する設備を、自号炉で、
0:08:04	設置しているという形で、結果として、泊と島根同様となっております。
0:08:10	で、左側島根の欄の方の下にですね、27-3 ページから 4 ページにかけて、伊方と大井の同様のところ、記載しておりますけど、
0:08:21	泊は PWR ですので、キクカワ記載についてですね、文章の羅列とか、箇条書きという体裁はちょっと異なるんですけども、
0:08:31	内容は同様であることを確認いたしております。
0:08:35	次に、27-4 ページですね、第 1 号第 2 号についてなんですけども、
0:08:42	シマでも泊もですね、既許可を踏襲した記載で、設計的にいなそ大きな相違点ありません。
0:08:50	ですので、次、
0:08:54	第 1 項第 3 号の方の説明に、
0:08:57	移らせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:59	第1項第3号は泊の方青色で表記してまして、島根の方ないんですけれども、これは先ほどご説明した通り、洗浄廃水処理システムで、
0:09:11	アスファルト固化装置があるために、
0:09:14	固体廃棄物の処理設備に係る第1号第3、第1項第3号を掲載しています。
0:09:19	ただですね、ここではですね(1)、
0:09:23	において、アスファルト固化装置の記載を削除した形になっておりましてそれ以外は変更ありません。
0:09:32	今のこの(1)の記載もですね、変更自体も、3号炉建設の時のもともとの記載に結果として戻る形となっております。
0:09:45	続きまして、
0:09:48	27-4ページからの、共用取り止めに係る影響についてご説明させていただきます。
0:09:56	2-1から2-2ですけれども、
0:09:59	シマでも泊もですね、
0:10:04	27の、
0:10:07	4ページの、
0:10:09	変更前、
0:10:14	27、6ページですね、すいませんちょっと目が、
0:10:17	27-6ページですね、
0:10:20	中頃に変更前と、それぞれ泊と島根書いてありますけれども、ここはですね、
0:10:28	それぞれ許可本文の文書を掲載しております。
0:10:34	泊の場合はアスファルト固化装置ありますので、抗体廃棄物処理設備のくだりも掲載しています。
0:10:42	変更後の部分なんですけれども、左側見ていただくとですね27-6の下の方ですね、四角で囲って、掲載してるのが、これが島根の
0:10:54	本来の本文の変更後の文章であります。取締のまとめ資料確認しましたところを変更後に書いてあったのは、変更に係る方針、
0:11:04	であってですね、許可の文書ではありませんでしたので、それを掲載した上で、弊社の泊3号炉の場合は変更後は、
0:11:15	今回の共用取り止めに関わる文書を掲載している次第です。
0:11:19	で、
0:11:22	この変更後の洗浄排水処理系に関わる記載なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:27	泊の場合は、3号炉に設置している設備を中心に観点から書いてますので、12号炉との共用取り止めしても、機材が変わりません。12号炉での設備は、
0:11:43	一番最後の何とか等で構成するの頭の中に含まれていますので、取り止めが読み取れないことから、ただし、1号及び2号炉設置の洗浄排水処理券の
0:11:56	3号炉との共用を取り止めるという一文を記載しております。
0:12:01	で、同じように泊の12号炉の方も同じところを、自号炉の設置してる設備として書いてるのが、泊発電所の構成です。
0:12:12	島根の場合は、
0:12:14	2号炉の文章なんですけども、1号炉の設備についても、記載してますので、変更前と後機、
0:12:24	比較していただくとですね、共用取り止め、
0:12:28	するとしてる、床ドレーン再生。
0:12:31	排気系とかシャワードレン系の記載が抜けてます。
0:12:35	機器ドレン系は、1号2号同じ名前のものでありますので、1号が抜けても、2号のものがそのまま載ってるということになっております。
0:12:46	次に17-7ページに移りまして、
0:12:51	泊の一番上の赤い固体廃棄物処理設備に関する記載は、あそこから抜いただけのもとなっております。
0:13:01	で、ここですね、あの資料を提出した後にちょっと気づいたことなんですけども、
0:13:07	12号、12条のまとめ資料にてですね、
0:13:12	12号の方、12条のまとめ資料では1号炉補正においては再度、共用を行う旨記載しております。
0:13:21	なので、27条の方も、
0:13:25	条文間のまとめ資料の整合を図る意味で、この2-3の手前ですね、2-2の、この今回の変更の外、概要ですね。
0:13:35	の一番最後に、リード文と挟む形で、その旨、今日再度共用を行う旨を記載したいと考えている次第です。
0:13:46	で、ちょっと最後に、2-3のところになりますけども、
0:13:51	2-3はですね、当時号炉に必要な容量を有してることと、
0:13:56	その処理は時ごろを優先して、他号炉は裕度の範囲で処理するという論旨展開は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:03	泊と島根で同じです。
0:14:06	その上で、泊の方を少し記載が多くなってますけども、
0:14:10	保護衣類を他号炉に持って行って選択を行うという運用である旨を、留意してですね、文章を作成しているのと、固体廃棄物系のアスファルト固化装置、
0:14:22	の記載を追加しているという次第です。
0:14:26	27-8 ページの上の方、泊の上の方なんですけども、青字の部分があります。
0:14:33	これはですね、共用取り止めによって、
0:14:37	泊 12 号炉で処理する、洗濯排水の量が減るために、
0:14:42	添付 9 に、
0:14:44	記載してるですね、放出量の値がわずかですが
0:14:49	変わることから、説明を加えてます。
0:14:52	で、資料確認したところ島根の方は、値変わってないので、記載してないものと考えてます。
0:15:00	そこが泊の特徴であります。
0:15:04	この以降ですけれども、表や図はですね、泊の方では、
0:15:11	あそこ下に係る固体廃棄物処理系の
0:15:15	記載を追加してますけども、
0:15:18	設備仕様とか許可本文テンパチ. 9 の変更前後等を、島根と同様に掲載したものです。
0:15:26	最後にですが、資料 3、資料 2-1 のパワーポイントですけども、これもまとめ資料のエッセンスをまとめたもので、
0:15:36	それと固化装置について記載は追加してますけども、
0:15:40	先行審査実績である島根と同じ資料構成となっております。
0:15:47	北海道電力からの説明は以上になります。
0:15:51	規制庁の田代です。それでは確認に移ります。まず私から、
0:15:55	衛藤。
0:15:56	すいませんパワポで恐縮なんですけれども、5 ページからお願いをお願いします。
0:16:02	ちょっとまず前提のところなんですけれども、今回の、もともと既許可の段階で、12 号と 3 号の設備を共用化するってところだったと思うんですけども、
0:16:13	そのそもそも何でこう運用の、
0:16:16	共用を行ったのかっていうところをですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:20	今回なぜその、それを外すことになったのかっていうところ。
0:16:24	ちょっともう少し具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか。
0:16:29	はい。北海道電力の佐藤です。
0:16:31	5 ページの 5、関するご質問ですけども、回答の方も、の変更の概要のす、上にありますように、選択作業の運用の効率化、つまり、
0:16:44	通すんそれぞれですね、等の選択設備のメンテナンスの時とか、
0:16:52	2、それぞれ当該時号炉の時にですね使えない、洗濯物をた後で、選択できるといったようなですね、運用の効率化とかできるのであれば、
0:17:04	いいだろうということ等で許可も受けましてせ、そういう計画を立ててましたと。
0:17:12	で、今回ですね、供用取り止めを行うのは、先行他社も同様なんですけども、共用に関してですね、自号炉設備に関する
0:17:24	基準適合性をまず押さえに行った上で、
0:17:29	順番に、
0:17:31	それぞれの要するに自号炉設備の適合性を、
0:17:35	押さえた上で再稼働に向けて、
0:17:38	合理的な審査を進めていくっていう形を、弊社も踏襲するという考えで今回、取り下げました。ただ、125 の時には、今度、12 号炉の
0:17:49	立場で、その設備の基準適用性を示して、再度共用化を目指すということを考えております。以上です。
0:17:58	規制庁田代です。まず、下、
0:18:02	3 号の許可の段階では、もう 12 号の共用外す。
0:18:06	で、12 号の、また、許可を取る際には、また 3 号の共用、
0:18:12	またかけにいくってそういうことですか。
0:18:15	まずですね、今回、
0:18:19	先ほど私、たすきがけという表現をしましたけども、共用全部取り止めるわけではなくて、3 号炉の選択設備の基準適合性は自号炉で証明しますので、
0:18:32	12 号の洗濯物を 3 号で処理することは継続します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:37	で、次、12号の補正のときには、12号の選択設備の基準適合性を示しますので、それをもって、3号炉から今度12号炉に持ってくることを、
0:18:49	の形の運用を行うということを考えてます。
0:18:55	規制庁、田代です。了解しました。ありがとうございます。
0:19:01	それで、ちょっと次の質問なんですけれども、
0:19:06	少々お待ちください。
0:19:12	申請書本文に記載されているこの
0:19:16	日、5ページの下の部分ですね。
0:19:18	洗浄排水処理系はというところからなんですけれども、
0:19:22	今回12号に設置されてる設備等、3号に設置されている設備、そこでは総称して、系統分けせずに9、
0:19:32	記載してるように思われるんですけども、
0:19:36	今回その部分っていうのは、本文上、
0:19:40	系統が分かれてるようなものになってるのでしょうか。
0:19:45	北海道電力の佐藤です。
0:19:49	この変更前後で書いてある3号炉の設備は、すべて3号炉に設置されてる、洗浄排水系の設備の名前になってます。で、
0:19:59	実は1号炉で共用する設備というのはここには載ってん、名前が同じなのが一つ洗浄排水タンクの
0:20:08	数なので、
0:20:12	少々お待ちください図でご説明させていただきます。
0:20:26	はい。まとめ資料のですね、27条、52ページ。
0:20:31	ご覧ください。
0:20:39	27条の52ページで、
0:20:46	この点線で囲われてるところ、ここが12号機の設備になります。そのすぐ上にあるのが、
0:20:53	3号炉の設備で、それぞれ洗浄排水処理系なんですけども、
0:20:59	洗浄排水タンクがあるのは同じなんですけど、
0:21:03	洗浄排水1号炉の方は、処理、
0:21:10	処理設備です。処理装置ですね、上の方の3号炉になると洗浄排水蒸発装置ですかね。あと、12号炉の方になると、洗浄排水モータータンクという感じで、
0:21:24	名前が異なります。
0:21:26	もう一度、パワーポイントの5、5ページを見ていただくと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:33	3号炉の、あくまで弊社の場合は、設置許可ということなので、
0:21:40	共用は12号と3号の設備でそれぞれかけてるんですけども、洗浄排水処理系はの後に付けてる洗浄排水タンク、蒸発装置、
0:21:49	条例水タンクはサンゴのもので、等の中に12号機が含まれてると いう、いう形になります。で、同じようにですね、本日ちょっと お持ちしてないんですけど、
0:22:00	12号炉の、同じ部分を読むと、今度は12号炉は12号側の設備、 洗浄排水タンクと、洗浄排水処理装置。
0:22:12	あと洗浄排水モニタータンク。
0:22:15	等を、で構成するという形になっています。お互い等の方等の中 で、反対号炉っていうか、12と3を読んでるんで、
0:22:25	この今の記載では、
0:22:28	12号炉側の伴修洗浄排水処理系との共用取り止めてもですね、
0:22:35	この文章の中では、見えてこないの、
0:22:39	先ほどご説明した通り、ただし書きで、共用を取り止め、共用取 り止めるという記載に、
0:22:46	している次第です。
0:22:54	甲斐努力の長谷です。ちょっと補足しますと本文の中ではですね アノ等として設備に含まれるんですけど、テンパチにおきまして はですねアノ1の説明を書いています。
0:23:05	具体的にはですね27条の、
0:23:09	23ページとかですね。
0:23:15	27条23ページに、(11)番として、洗浄排水のサンプタンクとい った記載がありますけど、これは1号の設備でして、これはテン パチにかけましてこれは
0:23:27	項目を削除するというような形をとりたいと思ってます。同様に 2724ページには、洗浄排水処理装置、これも12号の設備でして、
0:23:37	これについても項目を削除するといったところで、本文ではです ね等としてサンゴ設備を書いておいて等として1の設備を書いて るんですけど、テンパチにおきましてはうちの設備を書いています のでこれを削除するという形になります。
0:23:51	以上です。
0:23:53	田代です。理解しました。ありがとうございます。
0:23:59	規制庁のです。これ6ページの本文事項ですか。
0:24:05	本文。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:07	というのは6ページというのは、パワポですか。少々お待ちください。
0:24:14	はい。6ページも、
0:24:17	固体廃棄物の方の本文の記載です。
0:24:21	あれなんですか、また廃棄物の方は、1号設置にしている12号設置してるベイラとかはあれなんですか、書いてあるってことですか。
0:24:31	これはですね、建設のときから、供用かけてますので、それで交代廃棄物の方は、もともと書いてあると。
0:24:43	はいそうです。
0:24:48	北海道電力の佐藤です。今回、削除する、ご説明した。
0:24:53	洗浄排水処理装置とか、右旋モニタータンクとかですね、あと、
0:25:01	新城同じ名前ですけど洗浄排水タンクの部分先ほど
0:25:06	長谷が説明した部分というのは、3号炉建設のときには、なかった記載です。
0:25:12	で、
0:25:13	そのあと供用の許可をいただくときに、記載して、追加となっている。
0:25:21	という次第です。
0:25:23	規制庁のちょっと、その括弧の、すみませんルールがわからないんですけどもそれはあれと泊じゃなくてセンコーも同じような記載なんですかねと。
0:25:31	建設の許可をするときは、12号の設置の図。
0:25:36	してあるものもう、
0:25:38	共用を書いて、あれですか途中でその変更許可したやつは、今日、12号に設置してあるものは許可はなかったっちゃうことってことですね今の話だと。
0:25:54	今日、
0:25:59	は、北海道のシバタさんの若干繰り返しになってしまうかもしれないですけども、レーダーは1台しかアノ所になくて、2号に設置してるんですけども、
0:26:09	サンゴでも使うんで、当初からずっと共用、
0:26:12	今お話ししている洗浄排水は、12号には12号の洗浄排水処理装置があって、サンゴニワサンゴの集水排水処理装置があって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:23	共用しなくてもまだ今、工認いただいてませんですし、共用しなくても運用していけるんですけれども、ベターな運用ということで、MOX申請と同時に許可いただいて、
0:26:33	まだ設工認認可までいただいてないんで運用に至ってないという状況でございます。繰り返し説明なってしまうんですが、そういったものに対して12号にある設備も3号設備としますと、基準適合性みたいなところの整理も必要となっております。
0:26:49	進んで一旦外させていただいて、12号の際は、その基準適用性も説明した上で再度共用化ということを目指しているというのが現状、経済の状況でございます。
0:27:03	規制庁ですルールとして、12号設置単独のものは、
0:27:12	共用の記載を変えたんだけど12号と3号それぞれにある洗浄排水系は当時その供用書なかったっちゃうこと。
0:27:23	今日は今日かけたんだけど、12号の方を別にその3号の方に書か関係はしなかったっちゃうことです。
0:27:47	北海道電力の方です。少しちょっともう1回整理させていただきますと、床の洗浄廃水処理設備は12号炉にもあります。3号炉にも建設時からありますと、
0:27:58	dす。当初は洗濯物を自分のところで選択するという前提だったので、共用はかけずにサンゴの建設の許可をいただいていると。
0:28:08	そのあと許可いただいてから、我々こう仕事、プラント運営する中で、3号炉の設備がトラブルした時に12号に持ってて選択できるだとか逆も含めてですねお互い洗濯物を持ってって、
0:28:22	選択したいと言うことがあって、建設時ではなくそのあとのですねMOXの申請の時にですねこの強化をかけたということになりますで共用が欠けたときに、
0:28:35	僕パワポの5ページ目にあるように、こっちの洗浄排水処理設備は自分の号炉だけ書いていて、データ号炉はどうしてたかっていうここ変更記載を追加せずにですねこの頭の中で、
0:28:48	12号の話を書いているんで、
0:28:51	こっちの記載は変えてないと、固体廃棄物の方は、もともとこのビラとかっていうのは建設時から書いてあったんですけれども、アスファルト固化装置は、今回、洗浄排水処理装置を共用かけるとその後段ではそれと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:05	降下をしなきゃいけないので、ここの下線部のところを追記しに行っているという状況でございます。
0:29:13	規制庁ですわかりました。了解しました
0:29:19	と当時
0:29:22	建設の申請カラーの洗浄排水処理系って書いてこれ3号のモデルですと、1回3号のものだったんだけども運用のときに、運用の効率化を図るためにその時に記載としては、
0:29:35	12号共用中の小なりですね洗浄排水タンクとかのところに置いて、それは3号の方のお話ですと、12号の方のやつについては今日かかってるんでこの頭の中で読んでいて、
0:29:48	今度12号の申請も同時にその時に変えていて、それはあれですよね同じこの洗浄排水処理系のところに今度3号共用っていうのをその時入れていて、
0:29:58	頭の中で、その3号の設備は呼んでますっちゅう中、申請をしたっちゅうことですね。
0:30:03	で、なので、そのさっき言った単独である米だとかとはちょっと違うんですっちゅうことで理解しました。
0:30:14	規制庁大塚です。ちょっとここで、もう1点ちょっと確認なんですけど、
0:30:18	先ほどから話題に出てる藤のところなんですけど、
0:30:22	頭の中には12号に設置している設備が、
0:30:26	これまで入っていたということなんですけど、
0:30:28	今回等を残していいのかっていう観点で、頭の中には12号に設置、
0:30:34	されている設備以外にも3号に設置されてる設備も含まれてるんでしょうか。
0:30:39	含まれていれば残しといていいと思うんですけども。
0:30:44	はい。他にもですね、先ほど、頭の中には、
0:30:50	北海道電力の佐藤です。回答としましては、今大塚さんが言われたようにサンゴの説明も含まれているということでイエスです。それは
0:31:01	まとめ資料のですね、先ほど言った設備がずらっと並んでる27条の20、
0:31:10	3ページとか24ページとかこの辺のいろいろなものが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:15	ありますので、そういったサンゴの設備も含まれていると、いうことで、
0:31:21	規制庁大塚です。理解しました。
0:31:28	規制庁田代です。
0:31:31	ちょっと同じページP5 ページなんですけれども、今回変更の概要のところ、洗浄排水処理系の記載しかないように思えるんですけども、
0:31:42	今回変更対象となってる設備って液体廃棄物処理設備の洗浄廃水処理系統、固体廃棄物処理設備のアス固化装置、
0:31:51	で、何かアスファルト固化の記載がないのって何か理由があるんでしょうか。
0:31:56	北海道イクノサトウです。
0:31:58	今回 27 条の基準適合性は 3 号炉のもので、3 号炉の選択することによる、洗浄排水処理系の話ですので、
0:32:10	トーン、基準適合として、証明するものはサンゴとして、
0:32:18	排水の洗浄線選択系の洗浄排水の処理系は大丈夫なのかという話になります。アスファルト固化装置の方は、12 号炉設置の固体廃棄物処理系で、
0:32:29	結果ですけども結果として 12 号炉の方の外れる方の洗浄系の設備ですので、
0:32:39	3 号炉のまとめ資料としてはここは出てこないと。
0:32:43	ていうか記載し、
0:32:46	必要がないという考えです。
0:32:48	以上です。
0:32:51	規制庁田代です。共用取り止めに伴って、その影響の有無っていうところを、
0:32:58	記載する必要は特段ないって理解ですか。す。3 号炉のに対する影響はなくてですね、共用が外れますので、12 号炉の方はどうかというと、
0:33:10	3 号炉の洗濯物を持っていくことがないということですので、
0:33:16	結局は、影響がないという、今のもともとの運用とも、
0:33:24	と変わらないのって、あくまでこの 3、3 号の基準適合性という観点では登場しないと解釈しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:01	少なく、何かその設備として、供用取り止めでなくなるという か、処理能力として減るっていう方向になるかと思うんですけ ど。
0:34:10	なるほど。今のご質問の意味理解いたしましたこの変更の概要と してですね、事実関係を記載すると。
0:34:22	ということで、ここの最初の一つ目の羽根のマークのところ、共 用取り止めるものとして、対象として、明日、固体廃棄物処理設 備であるあそこかを書かなくていいのかと。
0:34:37	ということに関してはですね、事実としてその通りでありますの で、ここのちょっと記載を検討したいと思います。
0:34:45	規制庁田代です。了解しました。ありがとうございます。
0:34:53	で、ちょっと
0:34:55	2 ページ先、7 ページ開いていただければと思うんですけれど、
0:35:02	今回
0:35:04	27 条の洗浄排水処理系の影響評価についてですが、排水の排水処 理能力の、
0:35:12	のさ、3 号炉についてはですね
0:35:16	3 号の処理能力の範囲内というふうに記載いただけてますけれど も、
0:35:20	今回 3 号炉側、12 との共用を、
0:35:25	残して、12 号は 3 号炉との共用外す。
0:35:29	ホデ。
0:35:31	特にその 3 号炉側の処理能力について、定量的にどの程度、3 号炉 の設備で処理できるのかっていうところをご説明いただいてもい いですか。
0:35:43	北海道電力の佐藤です。まず概要について、私の方からご説明し ます。7 ページの洗浄排水処理系 2 の下から 1234 行目の辺りの推 定発生量。
0:35:56	4900 立米とあります。これが 123 号炉のアノ灰は洗濯物を、片方 の号機で、つまりサンゴ例えば 3 号炉でやって、
0:36:07	アノは選択した時に発生する、ミス排水量でありまして、これは もともともうすでに許可をいただいている値であります。
0:36:18	それが、引き続きその運用を継続するのでこの値は変わりはなく て、今度、この同じこの四角枠の上から 1234、同じく上から今度 は 4 行目の右側ですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:32	約 2500、
0:36:34	立米となっておりますけどこれも、これはもともと、
0:36:39	すでに許可をいただいた方では、12号機が1号炉側も3号の洗濯物も処理する場合、同じ同じくですね、一方的にその一つの号炉でやるものなので4900立米と、
0:36:54	なっていました。それが3号から洗濯物持っていかないので、2500人減っています。
0:37:01	ということなので、来すでに許可から来オカでいただいていた、既許可での際に示した、
0:37:10	処理量から変わりませんというのがまず基本的な答えです。
0:37:17	発電所から本店、私の説明に対して、さらにちょっと詳細あれば、追加をお願いします。
0:37:41	泊発電所等本店今の私の説明で、良いということでもよろしいですか。基本4、
0:37:52	4900はもともと既許可のあたりということで、
0:38:00	北海道電力オカで、ちょっと細かい計算はあるんですけども許可でどういうふうにやっていたかというのは、まとめ資料の27条の、
0:38:10	50と51ページ、ちょっと研究の記載なんですけれども、
0:38:15	確認いただけますでしょうか。
0:38:17	わかりやすいのがまず51井の方ですね。
0:38:23	これ変更。
0:38:25	なしなんですけれどもう、
0:38:27	一番下の段、洗浄排水っていうところで全部4900立米ってなると思うんですが、
0:38:33	もともとこれ1、12号で2400、サンゴは2500っていう数字で、最初の申請させてもらっていて、供用かけるときに、これ、
0:38:45	全部片寄せしてですね、4900立米12号の部分で3号炉で全部処理するっていうことで、全部合わせて4900立米でちゃんと処理できますよっていうのを、説明させてもらって、許可をもらってると。
0:38:59	いう状態ですんで、今ご指摘いただいた7ページの方も、基本今4900立米のままですので、ここは許可の段階から変わりませんと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:10	いうものです。で、もともと書いてある4行目の2500立米ってのは3号単独だったら2500立米。
0:39:17	さらに12号の選択しても4900で、ここは当然許可許可もらっているものから変わらないので、当然処理できますよと。何も変わらないんで、
0:39:28	という状態です。少し、12号の、今回申請するわけじゃないですけど1ページ戻ってもらって、50ページ目、27条の50見てもらうと一番下の段。
0:39:41	下線引いてますけれども、これ12号で3号も全部処理するってことで4900っていう、
0:39:47	数字で片寄せした場合の数字書いてますけども、
0:39:52	今回12号だけサンゴのものを持ってこないということになりますので、もともとあった供用かける前のですね2400立米に戻させてもらってますが当然12号側も、4900処理できますよっていうのに対して、
0:40:05	今回サンゴのもの持ってこないんで、当然処理はできるということ。
0:40:10	になりますなので3号炉の方の4900が処理できるんですよってのは今まで許可いただいている内容と何も変わってございませんので、当然処理できますと。
0:40:21	ということになります。
0:40:26	規制庁田代です。理解しました。ありがとうございます。
0:40:32	規制庁大塚です。先ほどのところで、
0:40:35	123号炉の推定発生量が約4900立米ということなんですけど、
0:40:41	4900立米ってのは発生量であって、
0:40:44	処理可能な、
0:40:47	範囲っていうのはこの数字ではなくてもう少し、これよりも大きい数字になると思うんですけど、
0:40:53	最大でどれくらい処理できるものなのかっていうところ、教えてください。
0:41:01	本店か泊発電所今のご質問に対しての回答をお願いします。
0:41:08	基本的には設備仕様の単位は違うんですけど、1年なり、それにすれば
0:41:15	十分あると思うんですけどちょっと細かいところ、よろしくお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:42	泊発電所アノ聞こえますか。
0:41:45	もしくは本店、お願いしたいんですけども、
0:41:55	北海道電力松田です。聞こえますでしょうか。
0:42:00	はいこちら聞こえますよろしくお願ひします。すいません今のご質問だけですけれどもちょっと目的数値持ってございませんので、ちょっと
0:42:09	改めてご説明をさせていただくということでお願いいたします。
0:42:14	規制庁大塚です承知しました。はい。
0:42:23	規制庁田代です。すいません。
0:42:26	では8ページの方に移っていただいでですね。
0:42:30	一応ご説明の中では
0:42:33	設備としては接続、物理的に接続していなくて、
0:42:38	運用として、それぞれ共用するかけているってところだったかと思うんですけども、ちょっと変更前の図の中で、この液体廃棄物の赤枠で囲っている部分ですねここに、
0:42:51	アスファルト固化装置が記載されてるのって何か、
0:42:56	設備上固体廃棄物処理設備だと思んですけど、何か理由があるんでしょうか。
0:43:03	北海道電力の佐藤です。これは水の流れ、処理の流れを示しているので、そういうフローとして、アスファルト固化装置を記載してる次第。
0:43:14	規制庁田代です。ありがとうございます。設備として区分を分けて記載しているというよりは、
0:43:23	衛藤接続でってということですか。
0:43:27	この図1の場合は、表題にあります通り放射性廃棄物の
0:43:35	廃棄設備の系統概要図なので、全体のその流れとして、例えば上の方には北井廃棄物の方の話も載ってますし、全体の野瀬流れを書いている次第です。
0:43:48	まとめ資料の方にいきますと、それぞれの液体廃棄物処理系とか固体廃棄物処理系の図も載せているという次第です。
0:44:15	北海道電力の岡ですすみませんこれ既許可のそのままちょっと貼ってるんで、少しキクカワイノウエがち、ちょっと不親切なのかなというところがあるんですけどもアスファルト固化装置左側の赤点線の所に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:27	固体廃棄物処理設備ってちょっと二重になってますけれども、その範疇じゃないのということで、本筋でいくとこのアスファルト固化装置って、この左側でいうと固体廃棄物処理設備の方で、
0:44:40	かつ、12号炉に設置されているという点線があればよかったのかもしれませんがちょっとそれキクカワのなのでこういう表現を当時していたというところで、
0:44:50	ご承知おきいただければと思います。
0:45:03	規制庁田代です。ありがとうございます。
0:45:05	最後、ちょっと細かい点なんですけどまとめ資料資料2-2。
0:45:10	-36ページ、27条の36ですね。
0:45:21	今回変更する設備洗浄排水タンクの記載があるかと思うんですけども、これ今の基数の部分にこう書いてあって、
0:45:32	基数がそれぞれに降灰ん以降あるっていうところなんですけどこれ、今回削除してる記載の部分ってというのが12号炉。
0:45:40	に設置されている部分で、上に書いてあるのが3号に設置されている部分というところで、よろしい認識でよろしいでしょうか。
0:45:49	北海道力の佐藤です。その認識で結構です。
0:45:52	規制庁田代です。理解しました。私からは以上です。
0:46:06	規制庁大塚です。続いて私の方から確認させていただきます。まず、パワーポイントの5ページのところで、
0:46:13	あとちょっと念のための確認になるんですけど、
0:46:15	今回、
0:46:22	共用を外すのは、片方の号炉で12号炉の、
0:46:27	ものはサンゴに持ち込んで選択。
0:46:31	することを継続するということなんですけど、12号、
0:46:35	もうほぼライトウは12号炉のみで、
0:46:39	のみでも処理可能なんでしょうか。
0:46:45	北海道電力の佐藤です。
0:46:49	もともと、先ほど岡田からも説明ありました通り、MOX燃料のさ、時にMOX燃料の許可の際に、供用かける前は、
0:46:59	それぞれ12号炉の選択は12号炉で、サンゴの3選択はもともと3号炉という設計ですので、
0:47:06	問題ありませんで、今の実運用もその通りであります。以上です。
0:47:14	規制庁大塚です。はい、承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:17	続きまして
0:47:19	パワーポイントの
0:47:21	8 ページの方をお願いします。
0:47:27	今回 12 号のほうに設置されてる設備の共用を外すってことなんですけど、アスファルト固化装置で 12 号炉の方にしかないという
0:47:38	理解をしているんですが、3 号炉、
0:47:42	の方の主、設備の設備での処理では、アスファルト固化をする必要はないんでしょうか。
0:47:50	北海道電力の佐藤です。
0:47:52	今おっしゃられた通り、12 号炉の洗濯設備の排水はアスファルト固化装置で処理する流れとなっております、3 号炉の方は、
0:48:02	今の実際の運用もそうなんですけども、
0:48:05	濃縮廃液は、
0:48:08	1 号炉側に設置されてる、もともと初期から共用化してる、雑固体焼却設備の方に、
0:48:16	持って行って最後処理する運用ですのでそこ、アスファルト固化装置は関係ありません。
0:48:24	北海道電力岡です。少し補足しますけれどもパワーポイントの 9 ページの図見ていただくといいと、ちょっとこちらの方が見やすいんで見ていただくと、
0:48:33	江北固体廃棄物をちょっと上洗浄排水ありますけれども、そこで洗浄は、右側に行って洗浄排水濃縮は江木、
0:48:42	濃縮廃液タンクっていうのがあって、あと移送容器っていうのがありましてそれで※5。
0:48:48	1 下の方の雑固体焼却設備っていうのの四角の左側に※古典で入ってきますけれども、3 号炉の選択は、のアスファルト固化はせずにですね、全部この濃縮廃液を、
0:49:02	湯ウエキを輸送して、この雑固体焼却設備で燃やして処理するということをしていて、アスファルト固化は通ら通ってないんですよ。
0:49:12	なので、今もこれからも 3 号炉で選択するものは、サンゴで選択する限りはこの濃縮廃液っての持ってって雑固体焼却設備で燃やすと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:24	というような運用を継続しますので、アスファルト固化装置は通らないということになります。
0:49:31	規制庁大塚です。理解しました。ちょっとここわかりにくいので、もし可能であれば補足説明資料の方に、
0:49:38	3号の設備ではアスファルト固化が必要な説明をですね追加していただけると助かります。
0:49:46	北海道電力の佐藤です。今の3号炉側では、もうアスファルト固化装置は、必要ないというか、大丈夫だという話を、の説明を追加いたします。以上です。
0:50:03	はい。規制庁大塚です。続きまして、資料変わりました資料2-2をお願いします。
0:50:09	27条の23ページのところをお願いします。
0:50:29	27条の23ページのところで、
0:50:33	(10)一井の、
0:50:36	洗浄排水サンプタンクとか、(12)の洗浄排水タンクなんですけど、
0:50:43	予想発生量が、
0:50:48	4900立米。
0:50:51	になってるんですけどこれは123号炉の合算値ということなんですけど、
0:50:58	一方であれですね12号側の申請書の記載は、
0:51:03	今回の共用を外すことによって、数字は変わるんでしょうか。
0:51:08	もし変わるのであればいつ変えるんでしょうか。
0:51:15	北海道電力の佐藤です。
0:51:18	ここに書いてある発生量は、123号炉合算と書いてある通りのものです。
0:51:25	で、
0:51:26	この3号炉の資料としては、
0:51:30	共用取り止めによって項目削除になります。
0:51:34	で、今、5、ご質問あった、12号機側をどうするのかという話ですけども、1号炉の補正に合わせて、
0:51:44	そこの記載を適正化するという事を考えております。
0:51:52	I A、規制庁大塚です。だから今回のタイミングではなくて、
0:51:57	将来的に12号の本体審査の時の補正ということで、はい、理解しました。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:52	はい。規制庁大塚です。続きまして、同じ資料の27条の45ページをお願いします。
0:53:02	真ん中辺の下線が引いてある数字のところなんですけど、
0:53:11	放射エネルギーの12号炉の、
0:53:15	年間の数字が、今回、
0:53:17	少し減っているんですけど、
0:53:21	3号炉の方は、数字が変わってないんですけど、
0:53:24	と、
0:53:26	今回の共用取り止めに伴って、
0:53:30	サンゴの方は数字は変わらないんでしょうか。
0:53:34	3号炉の方は、12号、
0:53:37	北海道電力の佐藤です。
0:53:39	3号炉の方ですけども、1号炉から洗濯物をもってサンゴで処理するという運用は維持しますので、年間放出量4900立米というのが変わらないために、
0:53:52	数値も変わらないというところですよ。
0:53:55	で、ご指摘の通り、この同じ45ページの右側にあります通り、12号炉側の評価は4900から2400人減ったことによって、再計算したものとなります。以上です。
0:54:11	規制庁大塚です。理解しましたところ、
0:54:14	若干あれですよ二次二重計上。
0:54:18	的な計算になってしまっているという理解でよろしいでしょうか。
0:54:23	北海道電力の佐藤です。おっしゃる通りです。
0:54:34	はい。規制庁大塚です。私からは以上になります。
0:54:44	どうですか。ごめんなさいもう1回教えていただきたいくて、パワポの8ページなんですけど、
0:54:51	選挙排水処理系ちゅうのはこの3号の方だと、どこまでが洗浄排水処理系なんでしたっけさ最後。
0:55:01	雑固体廃棄物の可燃物のところにぶつかるんですよこれ最後。
0:55:09	そのぶつかるまでが洗浄排水処理系なんですか。
0:55:22	北海道電力の佐藤です。
0:55:25	発電所の方で、厳密な境界というか、考え方についてご説明をお願いしたいんですけど、よろしくをお願いします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:56	北海道電力の岡田です。これまたちょっと9ページ見てもらった方が3号機などわかりやすいと思うんですけども、
0:56:03	真ん中辺に洗浄排水タンクとかってありますけどこの辺から洗浄排水処理系といわれるものになると思ってます、その右側の丹、蒸留水タンクとあと下側に、
0:56:14	持っていくための洗浄排水濃縮廃液って、上澄みじゃなくて溜まって、こういうやつのタンクまでが設備としては系統造成繋がっております、
0:56:24	12号に持ってく雑音に持ってくときは輸送容器っていう容器に移してですね、単独で車で運ぶんですけども、系統としてはその前で切れて、
0:56:34	輸送容器があつてようけおつてトットコ12号に持ってって雑に運ぶと、そういうような、
0:56:40	形になりますので、系統としてはこの
0:56:43	濃縮廃液タンク等まで、
0:56:47	で切れているという、
0:56:49	ことになろうかなというふうに考えておりますんで、はい。
0:56:53	はい。この洗浄排水濃縮廃液タンクまでが系統として、設備として成立してまして、輸送容器は単独で容器があるというようなことになります。容器で持っていくと。
0:57:07	規制庁のです。
0:57:09	容器はあれなんですか共用かけてるんです。
0:57:12	この容器は、容器も含めて、12号で洗ったものをこの容器に入るといことで共用がかかっているんで、123号共用既設という形になっていると。
0:57:24	規制庁のサノありがとうございます。何で気にしたかっちゅうと、あれですよこれ。
0:57:29	もう既許可の話なんですけど、12条側の確か資料だと。
0:57:35	床野瀬3号の8ページで洗浄処理系のところの水色に塗っているところから、
0:57:41	あれですね最後入ってって、雑固体焼却設備から固体廃棄するす。
0:57:49	廃棄物貯蔵庫、彫像ここまでは一応全部供用かかっているってことなんですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:57	北海道電力の方ですけれどもその通りでして変更後の方でも書いてありますけれども雑固体焼却設備の方も共用係って既設間で答えコウノホデ廃棄物貯蔵庫も共用かかって、
0:58:10	すべて持っていくという形になってます。規制庁さんがわかりました。
0:58:15	はい。ありがとう。これそっか、水の流れ書いてるから一応全部書いてって最初言ってたのでそういうことか。わかりました。
0:58:27	規制庁田代です。その他、確認等ありますでしょうか。
0:58:36	佐原です。
0:58:37	資料のですね、2-3ですか。
0:58:41	新野さん、2-3-27の、
0:58:45	7ページをお願いします。
0:58:50	これから申し上げることは、
0:58:51	記載ぶりだけなんですけれども、最初にですね、
0:58:57	22.3- (2) 。
0:59:01	ポチ、
0:59:02	1号炉及び2号炉、
0:59:04	洗浄排水処理系って言葉があります。でもこれ前後なんか見ると、1号炉及び2号炉設置の
0:59:12	洗浄排水処理系とありますね。
0:59:15	この全体を眺めているとですね、この
0:59:17	野瀬設置のという言葉が抜けていたり、
0:59:22	この意味することは多分同じだと思うので、その記載のイデはなくすようにしていただきたいなど。それは、
0:59:29	27の8ページの、
0:59:32	bポチの、
0:59:33	アスファルト固化装置の頭につく言葉も、
0:59:36	真ん中の文中では設置のがあったり、タケツグでは抜けてたりとかしますので、それは統一していただきたいというのが1点。
0:59:46	もう1点はですね、
0:59:48	やはり27-7ページに戻りますけれども、
0:59:52	一番最後の段落のもう一つの段落、またで始まっている文章があります。またで始まっているところで、
1:00:01	処理系はとこう書いてあって、
1:00:04	赤字でですね、最後の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:06	下の行ですね、1号、最後から3行目に1号炉及び2号炉で選択を行うもしくは3号炉の選択を優先した上でありますが、
1:00:16	これもしくはじゃなくてまたはですよね。
1:00:20	ね、これ
1:00:21	シマでもそんな表現にはなっていますが、この辺は記載は、適正化していただいて、この辺の表現ってパワーポイントとかいろいろ出てると思いますので、それを
1:00:32	直していただければと思います。私からは以上です。
1:00:38	北海道電力の佐藤です。ただいまの、
1:00:43	ただいまのご指摘ありがとうございます。
1:00:47	この資料、今一度ですね、記載ぶりの統一についてはしっかり見直して、対応したいと思います。以上です。
1:00:56	秋本さん、お願いします。
1:01:00	規制庁秋本ですさっき、ここからもあったの。
1:01:05	ところに関連してなんすけどP、パワポの8ページ。
1:01:09	見ててね、この枠の範囲が適切なのかどうかだけちょっと確認したいんですけど、
1:01:18	3点でしょう選択排水のこの寝ているところ安里固化装置から矢印が出て来た廃棄物貯蔵庫で、
1:01:27	繋がってるところまでが、共用取り止め範囲なるんじゃないかなってちょっと一瞬思ったんですけど、この赤の枠ってこれが適切っていう理解でいいんですか。
1:01:43	北海道電力の佐藤です。
1:01:45	ただいまの秋本さんのご指摘なんですけども、この図の中の流れという意味で、共用取り止めによって消える部分という意味では、
1:01:59	この赤枠の今の赤枠よりは、今あったようにもう少し下に伸びてるこの矢印とかもちゃんと加工のが正しい姿と。
1:02:08	考えますので、この辺も今一度ですね、より正しい範囲についてちょっと検討して修正させていただきたいと思います。以上です。
1:02:19	上がりましてちょっとここが何かできればわかりやすくなっていた方が、共通認識に至るかなと思うので、ちょっと図は適正化した方がいいかなとパワーポちょっとテクニックいるかもしれないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:33	見やすいようにしていただけたらいいかなと思いました。
1:02:36	私からは以上です。
1:02:39	規制庁田代ですその他、質問等。
1:02:42	はい。
1:02:44	名簿ですけどすみません途中からしかちょっとやってないのでもしくはダブって今説明がすでにされているなら、
1:02:53	流してもらっていいです。
1:02:56	ここはここの説明があった。
1:02:59	うん。はい。
1:03:01	まずですねこの 27 条で求めているのが、
1:03:06	処理能力を有する者。
1:03:09	ていう、適合基準の要求にまずなってますよねと。
1:03:15	で、それに対して処理能力として、今まで供用かけた上で 123 号の処理能力全体を、処理能力があるものとして見ていたものが、
1:03:25	1 号の分を外すわけですよ。それと処理能力に対する変更の問題点がないっていう資料がちょっとついてなくて、もともと、
1:03:36	基準適合上必要だとしていた全体の処理能力に対して、今回外したとしても問題でないっていうのが、
1:03:45	ちょっと示されてないので、その部分というのは、今どこかに記載ありますか。
1:03:57	具体的に言うと、多分その、
1:04:00	過去のもともと共用してなかったのを共有したわけですよ。で共有したときに、処理能力上げてるわけですよ。その理由がもともとあって、もともとあった必要だった処理能力に対して今回外してもよくて、
1:04:14	その前提、共用したとした処理能力等のそごがないということを確認にしとかなきゃいけないと思うんだけどその部分の説明はちょっとないかなと思うんですけど。
1:04:26	北海道電力の岡田ですけども。
1:04:29	少し説明が
1:04:33	ありますまずもともとは、供用かけてませんでしたと。1、1号は 2400、
1:04:39	サンゴは 2500 っていう処理能力でしたと。
1:04:44	前のMOXの申請のときに、両方もたすき掛けで、12号のものはサンゴ持ってこれるサンゴのものは12号に持っていけるという

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ことで両方が 4900 立米処理できるという許可をもうすでにいただいていると。
1:04:56	なのでそこでもうすでに 4900 立米というのは処理できますよっていう、適合性を示した上で許可いただいたと。今回どうするんですかっていうと、
1:05:06	12 号から 3 号に持ってくるっていうところは変わらないので、3 号の処理能力は 4900 のまま、
1:05:15	変わらないと。
1:05:16	で、変わるのは、12 号の共用サンゴのものを 12 号に持っていくっていう運用をやめるということになるので、
1:05:24	12 号の処理能力は今 4900 ありますよって言ったものに対して、昔の 12 号だけのものしか処理しないで 2400 処理できますという処理能力になります。
1:05:36	で、今 3 号の基準適合として、3 号炉の処理能力が足りるんですかっていうことに対しては、今まで許可いただいている 4900 立米を処理するっていうところからは変わらないので、
1:05:48	そういう記載は今のところしていなかったんですけども、
1:05:52	先ほど大塚さんからご指摘いただきましたけど本当にその 4900 が、処理できるっていう計算根拠みたいところは前回の許可いただいた時には示しているものを、補足説明として、
1:06:04	今つけさせていただくということで今考えているという状況でございます。パワーポイントにもやっぱりつけた方がいいかなと思ってます
1:06:14	それで結構かかるところがあると思う。
1:06:16	はい。今選択処理能力にもともと変わらないんで影響ありませんよってことは、
1:06:22	パワーポイントの 7 ページの箱書きでいうと上の洗浄排水処理系だと下から 3 行目。
1:06:30	12 号を止めても、サンゴ 4900 のままで処理できるってことはあるんですけども、その中身、今の処理装置で処理できるよっていう数計算の根拠みたいところを、パワーポイントでも参考で、
1:06:43	つけた方がいいんじゃないのというご指摘だと思いますんで、
1:06:46	その辺は検討の上、つけるそうですねこれ要は時だけの話ではなくてやっぱ系統ごとに変えて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:54	照らし合わせて8ページの、例えばそのA系統ごとに書いていただいた方がこの部分だけで、
1:07:01	例えば南里上、一緒に加納とかって書いていただかないと、それで変更前変更後っていうのがわかるような形にさせていただきたいと。
1:07:11	なので供用止めてやめることによる影響がちょっと数、今の資料だとちょっとよくわからないなと思っているので、
1:07:19	多分問題はないという認識は持ってるんですけど、適合上の判断としては処理能力に影響はありませんっていうのと、
1:07:28	あとは、これ27条だけになってるんですけど、
1:07:32	貯蔵保管の話が、
1:07:36	変更前から変更後で変わっていて、
1:07:39	少々牛ドラム缶詰めまたは固化材にちょうど保管すると。
1:07:46	これ野中康晴等混合しドラム缶に固化するっていう安里効果がなくなるので、
1:07:52	貯蔵方法の変更になると思って、
1:07:56	いるんですが、違いましたっけそこ。
1:08:22	要は私言ってるのは、28条のところに影響がないかっていう説明をつけないと駄目なんじゃないかなと思っている、
1:08:36	ええとこ供用かけてない。ちょっと、ちょっと私も28かかるかどうかっていうのはわからないんですけど、
1:08:41	結果的に、ちょうど保管するっていう保管の話が、
1:08:48	保管方法が、
1:08:50	オカ法コガ式のほか、固化材の変更になるわけですよ固化材。
1:08:56	いやまたははになってるからここはね、
1:09:02	そうですね洗浄排水濃縮廃液は雑処理食後ドラム缶詰めまたは固化材と混合しドラム缶内に固化して書いてあるんですよ。
1:09:12	そこを削除するということは、
1:09:15	他方式の変更にも当たるんじゃないかなと。
1:09:19	結果的にね。
1:09:20	そうすると、対象条文でこれだけでいいんですかっていう、
1:09:24	だけなんですけど。
1:09:26	そこは今んところどう考えられてますかね。
1:09:33	はい。ちょっとそこまで考え、北海道電力芝田ですそこまで考え至ってなかった部分があって28条関係ないんですっていうふうな

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	資料を作るとなると、それも 28 条の適合性になると思いますんで、ちょっと考えさせていただきたいと思い
1:09:50	と、付けろと言ってるつもりはあまりないんですけどこれ、設備構成だけを見ると、結局、もともとこのアスファルト固化を書いていたのは 12 号の洗浄洗濯排水を、
1:10:03	処理するって仕方としてはアスファルト固化が、
1:10:06	と。
1:10:08	両方あるんでしたっけ。雑固体も持っていくんでしたっけ。すいません。8 ページで言うと、
1:10:13	アスファルト固化に行く線と、右側のモニタータンク言ってこの右側なんでしたっけこれ。ハウスイでしたっけ。
1:10:22	情報なので 12 号の選択配線醸成配管をアサノとコガしかやらないんでしたっけ。
1:10:29	だから、結局のところ、
1:10:32	28
1:10:37	だから 2 次行き 1 号からの羽根でここ書かれて、
1:10:41	田野金田が前回供用かけたときにまたをつけたんですかねこれ。
1:11:03	北海道電力の方でパフォノロ 6 ページ目のところの課題のところは共用欠けた時にまたは固化材アスファルトっていうのを追記。
1:11:11	そして、だからすいませんちょっと 28 条ってのは言い過ぎだったかもしれ 27 条の処理方法の変更になるのかな。
1:11:38	かなという気もちょっとしているので、適合条文がちょっとどれかっていうのはよく見た方がいいかな取り止めだけでは、おっしゃる通り取り止めなんだけど取り止めに伴って、
1:11:50	情報の本文の記載の変更箇所がアスファルト固化の処理の処理のところの変更にも見えないことはないので、
1:12:00	そうすると処理方法の違いっていうのは処理変更の処理方法の変更も、
1:12:06	この
1:12:07	6 ページは該当してしまうので、
1:12:10	5 ページだけだったらそうでもないですけど 6 ページにそれを、が明確になっちゃうので、
1:12:16	そこはよく、必要な条文は、
1:12:20	見てください。で、あとはもう一つは、
1:12:25	ここで言うと北井これは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:31	洗浄排水なので、焼却処理等は別であるので、
1:12:38	12号と3号は配管上繋がってないので液体廃棄物で言う漏えい対策を、
1:12:46	不要だと。
1:12:47	多分そこも明確にどこかで書いておいた方がいいかなと思うんですよね。
1:12:52	共用取り止めによってよくあるのが物理的に繋がった場合共用取り止めたらその間に平成を打つっていうのはあるんだけど、
1:12:59	共用取り止めに伴う漏えい対策っていうのは発生しませんよっていうならそこは明確にしといた方がいいかなと思います。
1:13:11	はい。北海道電力、岡田です。
1:13:14	今ご指摘いただいた、
1:13:16	処理の方法だけじゃなくて、
1:13:19	他の保管の方法、処理の方から、処理の方法についてちょっと内容の基準的なことをちょっと確認させていただきます。
1:13:31	あと共用の取り止めに伴う漏えい感対策についても、追記するようにいたします。
1:13:45	ちょっと北海道電力イシカワですけどちょっと事業者内で話します。
1:15:55	染谷ですけどそこをよく読んでもらいたいですよね。
1:15:59	系統上の話っていうのは、私は理解してるんだけど、字づらっていうか基準適合上過去にどういうふうな、各条文によって適合性を説明していてそこが変更になるのであれば、
1:16:11	そこも含めて説明していただけないと、唐木今言うるように、共用取り止めに伴って今言うてる主固化体の処理方法の変更が結果的に生じてしまうと。
1:16:25	ここの6ページのようなものが発生してしまうということになって上の固体廃棄物の廃棄設備はっていうところで、処理方法が変わりますよと。
1:16:37	それに伴って下のところで洗濯廃液洗浄排水増益農協はっていうところのところ、これ生きたヒグチ処理の最後の処理なんだけど、
1:16:46	アスファルト固化がなくなってしまうと、そうすると処理方法が変更になってますよねと。
1:16:53	いう話になるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:55	そこにそこは先ほど言ったようにす今系統が繋がってなくてももとの考え方は、12号のものは12号でアスファルト固化、3号はセメント固化。
1:17:07	それぞれやってるんだけど、今完璧にそれはそれぞれに切り離すんだったらいいんだけど、3号のやつはやっぱり12号に、12号のやつはやっぱりサンゴに持っていきますよねっていうその関係と、
1:17:19	含めて、問題ないんですよ、影響がないんですよっていう資料をつけてもらわないと駄目かなと。
1:17:28	私の言ってること、大丈夫ですかね。
1:17:33	はい。
1:17:36	これってこと。
1:17:40	そうです。はいその辺を、共用取り止め自体の中身っていうのはある程度理解はしてるんですけど、該当条文というのは明確にしといてくださいってそういうことですね。
1:17:53	はい。いいですかね。
1:17:55	確認は北海道電力の石川ですけども確認も兼ねて、ちょっと復唱しますけれども、その硬化体の処理方法洗浄排水濃縮域の処理方法が、今まではアスファルト固化っていう方法と、
1:18:09	残渣を償却するという処理方法がありました。それが償却の方法だけになります。すなわちアスファルト固化っていう、
1:18:20	今度、パスがなくなると、他の条文でアスファルト固化ということ、について触れてるところがあるんであればそちらの方の条文も影響してくるのでその辺もよく調べてくださいと。
1:18:32	もし、記載があるんであれば、そちらの方の変更も必要ですから、きちんと対応してくださいというふうに受けとめました。よろしいですか。はい。
1:18:42	それとちょっと忘れ防止で言いますけど北海道電力の石川ですけども取り止めに伴う漏えい対策については、今回の場合は、輸送容器に入れて、輸送するものなので、関係ないってのはおかしいですね。その漏えい対策についての影響はないと。
1:18:58	いうことについて付記するという宿題をいただいたというふうに、ちょっと今の認識は多分違って違う。洗浄用は、この記載は主語は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:10	洗浄排水濃縮液なんだけど、濃縮廃液はってところがあるんだけど、
1:19:16	これ系統がそれぞれ分かれてるんですよ。
1:19:20	廃液自体が 1512 号と 3 号で、
1:19:23	なので、共有に伴って、要は
1:19:28	前提として物理的に
1:19:34	繋がってないので、
1:19:35	要は、そういう、要は漏えい対策する必要がないってことですよ。
1:19:40	これ、宇治づらだけ見ると、排液が二通り 1 年後にも 3 号機も両方行くんだけど、片方のやつを、系統を止めてしまうように見えるんだけどそうじゃなくてもともとこれ共用欠けてるんだけど設備が、
1:19:55	別々ものなので、そういう対策は必要ありません。だから漏えい対策は要りませんってそういうふうな話になると思います。
1:20:03	はい。北海道電力の石川です。承知しました物理的に繋がっていないので、漏えい再対策は、二階に関しては影響ないと。すなわち、切り離すときに、よく閉止版で、溶接で止めるとか、そういうことをするケースがあるんだけどそういう場合だと、漏えい対策云々って話になるんだけど今回のケースはそれには該当するものはないということがわかるように、
1:20:22	記載せよということかと、そういうご指摘かと受けとめました。
1:20:47	規制庁田代です。その他、質問等ありますでしょうか。
1:20:58	すいません。北海道電力の本店でございます。
1:21:01	液体廃棄物処理系の能力に関して若干節ご説明をさせていただきたいと思います。
1:21:07	私菊池の方から説明させていただきます。
1:21:11	筒井資料でございますが、
1:21:14	資料 2-2 のページが 27 条の 8。
1:21:20	になります。
1:21:22	で、この (12) のところに、3 洗浄排水蒸発装置というものがございまして、これは頂部処理系の要になる。
1:21:33	濃縮廃棄を作る装置になります。
1:21:36	で、この能力が、1.7 立米パーアワーということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:47	4時間365日、設備利用率をコンマ5と見たときに、処理できる廃棄量は7440立米、年間、
1:21:59	7440立米ということで、今日8日前の2500立米パーイヤーを満足できるということで、まず一つ説明をしております。
1:22:10	共用化をした際にはですね、
1:22:15	3号機の洗浄排水蒸発装置等、1号側の洗浄排水処理装置Rをですね、
1:22:23	これを半分ずつ使うという前提で、1年間の処理能力が、排水量で5910立米。
1:22:34	処理できるということでご説明をして、年間発生量409、4900立米を満足できるということで許可をいただいております。
1:22:45	今回この許可を取りは、
1:22:48	移しますので12号カーの処理設備は使えませんかすると、3号側の18装置だけを使いますので、
1:22:59	処理能力は、当初、
1:23:02	ご説明させていただいた、7440立米に戻りますので、4900は処理できるということがわかりますのでこの旨を
1:23:13	報告書の方に記載させていただきたいと思います。
1:23:17	以上です。
1:23:21	北海道電力の石川ですアノキクチさん説明ありがとうございました。規制庁さんの方は理解されたようです。ありがとうございます。
1:23:29	規制庁田代です。了解しました。それでは、細野ほかないでしょうか。全体通じて、
1:23:37	すいません規制庁の浜野ですちょっと私も、部分部分しかちょっと他の条文含めて言ってないので、もしかしたらもうすでにご説明いただいているかもしれませんが、
1:23:48	確認なんですけれども、
1:23:51	まず、パワーポイントの表紙を見て今回、
1:23:56	やろうとしている12号炉の
1:24:00	12号炉設置の所所、洗浄排水系及びアスファルト固化装置の共用取り止めによる影響と、
1:24:08	書かれているんですけど、
1:24:11	まず、さっき話のあったの関連条文ですね。
1:24:16	いきなり27条というふうに書いてあるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:21	通常はまず何をやろうとしてるのかと、これ
1:24:28	新規基準の要求事項、追加の要求事項であればですね、DBS A一通り追加要求事項のまとめ資料を整理していただいて、
1:24:41	それに対する適合性ということで、先行との比較も含めて、まとめ資料は整理されてると。
1:24:48	ということなんですけどこの27条は追加用新規基準の追加要求事項ではないので、まず北海道電力として、
1:24:56	今回の申請にこの件を加え、加えて、
1:25:01	適合性の説明をするっていうことであればですね、
1:25:04	衛藤。
1:25:06	まずな中身として何を説明するの、何をするのかと。
1:25:10	その経緯は、どういうことなのかというのをまず、
1:25:14	どっかに記載していただいた上で、関連条文の整理っていうのを普通やるんですね。
1:25:23	なのでちょっとその辺りが、
1:25:26	どこにも書いてない。
1:25:28	気がしますとまず何をするのか、例えば3号のものを12号炉へ持っていくのをやめると、12号炉のものはサンゴへ持っていくのは継続するとかってというのが、ポイントだと思うんですけど。
1:25:40	それとその過去の経緯ですねさっき許可まで取って認可をとってないとか、
1:25:46	そういう話もありましたけどちょっとまとめ資料含めて、
1:25:50	そのあたり何をやるのかってというのが、
1:25:53	書いてなくていきなりまとめ資料だと、適合性の説明になっていると思うんですけど、この、このあたりいかがですか。
1:26:00	あと関連条文、あと関連条文も、
1:26:03	ちょうど同じタイミングで、
1:26:07	我々他のプラントの
1:26:11	同じような共用取り止め、
1:26:14	の、ちょっと審査してるんですけど、普通は
1:26:19	全条文、表で整理してですね。
1:26:25	関連条文として抽出するか、或いは説明が必要かというのも、一通り、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:30	整理した上で説明するという事なんですけど、今日の話聞いてると事業者自身もその整理が十分できてなくてこの場で確認のやりとりをしてるといような感じもするので、
1:26:42	その2点、まず何をするのかっていう説明が、
1:26:46	ちょっとあまりないように見えるのと関連条文の整理が必要じゃないかという、この2点についていかがでしょうか。
1:27:00	北海道電力の佐藤です。
1:27:04	パワーポイントの2ページのところに本日の説明事項として、共用化取り止めるその上で影響ないことを説明すると、記載はしてますけども、
1:27:14	今天野さんおっしゃられた通りその経緯とかですね、本日の中ではご説明しましたけども、過去の許可があって、
1:27:25	セト、後任の方認可の方は受けてないとかですね、今の位置付けとか記載はありませんので、その辺のところも記載を充実した上で、
1:27:36	関連条文の整理の話は先ほど宮本さんからいただいた通りですね、しっかり確認していきたいと思いますので、その辺持ち帰って検討したいと思います。以上です。
1:27:49	規制庁の天野です。よろしくお願ひしますそれで、
1:27:53	これいつもお願ひしてるんですけどパワーポイントというのは、まずまとめ資料できちんと
1:28:00	審査の内容を整理していただいた上で、そのエッセンスをパワーポイントにということなので、
1:28:08	パワーポイントで記載していて、まとめ資料がないところは、そこはまとめ資料の方でも充実を、
1:28:15	お願ひしますと。で、
1:28:18	この点よろしいですか。
1:28:22	北海道電力の佐藤です。パワーポイントとまとめ資料の関係性については今間野さんのおっしゃられた通り、あくまでまとめ資料の内容をパワーポイントが反映してるものなので、それは、
1:28:34	弊社の中で事務局としても、各条文でも対応してきたものなので、こちら注意して、パワーポイント資料作成したいと思います。以上です。
1:28:44	はい。規制庁の天田です。よろしくお願ひします。それでまとめ資料の構成なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:52	先ほど言ったように今、
1:28:56	新規制基準は追加要求事項に対する各条文のまとめ資料として整理していただいて、一方で有毒ガスバックフィットのようなものは、
1:29:08	ちょっと少し何ていうんすかね。条文ごとに整理というよりは、
1:29:13	バックフィットの、その申請項目としてまとめた上で、おそらくその他としてまとめ資料の構成を立ててると思うんですね。
1:29:23	そうすると、
1:29:25	本件いきなり 27 条のまとめ資料でっていうよりは
1:29:31	どちらかという、有毒ガスバックフィットに近いのかなと思うんですけどそ、そこ関連条文の、
1:29:37	整理にもよると思うんで、例えば、比較表資料 2-3 の、
1:29:44	27-7 ページ。
1:29:49	見ていただくと、
1:29:51	2 ポツ 3 の (1) で関連条文 12 条とかですね。
1:29:57	こう書いてあるので、
1:30:01	1 回関連上部を、
1:30:05	関連条文も含めて、どういう、まとめ資料の構成単位で説明するのかってそこもちょっと少し整理していただく必要があるのかなと思ってます。
1:30:16	この案件でまとめるのであれば、この案件として、
1:30:20	ちゃんとまとめた方がいいと思うんですけども、
1:30:24	そのあたり、趣旨伝わってますでしょうか。
1:30:36	北海道電力の佐藤です。
1:30:38	今天野さんがおっしゃられたことの趣旨は、まとめ資料のまず構成のお話で、
1:30:46	27-7 ページにあります通り、12 条とか 27 条とか書いておりますけども、先ほどし、いただいた話の全 15 の対応をきちっとやった上での話ですけども、
1:30:59	バックフィットの有毒ガスのようにですね、有毒ガスとポンとありますけども、それはどこの条文でちゃんと整理してどうやってまとめて説明するのかというのを、
1:31:11	ちゃんと考えた上でですね、事業者として、まとめ資料の構成をと、条文の関連性を盛り込んだ資料とするようにという話だと理解しましたが、よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:26	はい。規制庁の天野です。はい。
1:33:14	はい。規制庁の天田です。先行の実績も踏まえた上で整理をしていただければと思います。
1:33:24	あと一応、すいません、これ、パワポの5ページの本部本文のこの変更の紙。
1:33:34	仕方なんですけど
1:33:37	ただし書きで書くっていうのは、これはあれですか。
1:33:41	衛藤。
1:33:43	何かこういう実績が、
1:33:45	何ですか。
1:33:48	ちょっと今日、
1:33:49	少し一般的な記載と違うような気もするんですけども、
1:33:58	はい。北海道電力の佐藤です。今ご指摘あった通り、弊社でも非常に悩んだところでして、
1:34:08	先ほどから説明してるように、
1:34:10	3号炉設備中心の書き方だったので、それを今回の変更が読めるように、
1:34:17	というところは、
1:34:20	念頭に置きつつちょっと検討したものです。で、もう少し、これと全く同じことはないかもしれないですけどもこの辺のちょっと書き方、もう一度、
1:34:30	ちょっと検討しようかなと思うところであります。
1:34:34	わかりました。はい。検討よろしく申し上げます。私からは以上です。
1:34:41	規制庁タゾエその他、質問等ありますでしょうか。
1:35:05	規制庁田代です庁内で打ち合わせしますのでしばらくお待ちください。
1:45:57	規制庁田代です。庁内での打ち合わせ終了しましたので再開します。この他、質疑等ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:46:04	北海道電力側から何か確認等ありますでしょうか。
1:46:10	北海道電力岡です。北海道電力側からは特にありません。
1:46:14	規制庁た長です。了解しました。それでは、ヒアリングの方、本日のヒアリングの方を終了させていただきます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。